

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日
第 1 回 常任委員会 決定
平成 28 年（2016 年）12 月 22 日
第 3 回 常任委員会 一部改正
平成 29 年（2017 年）6 月 5 日
第 4 回 常任委員会 一部改正
平成 29 年（2017 年）12 月 22 日
第 5 回 常任委員会 一部改正
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 7 回 常任委員会 一部改正
平成 30 年（2018 年）12 月 20 日
第 8 回 常任委員会 一部改正
令和 2 年（2020 年）2 月 13 日
第 10 回 常任委員会 一部改正
令和 2 年（2020 年）7 月 21 日
第 12 回 常任委員会 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。
- 7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。
- 8 この規定は、令和2年7月21日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項	
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備総合計画・会期の重要な事項に関すること。 2 会場地及び競技施設の重要な事項に関すること。 3 県及び市町の所掌業務等の重要な事項に関すること。 4 開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項に関すること。 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備総合計画の推進に関すること。 2 文化プログラムの推進に関すること。 3 リハーサル大会の推進に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。 	
施設・競技専門委員会	施設関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設等の整備計画の重要な事項に関すること。 2 情報通信施設の整備計画の重要な事項に関すること。 3 その他施設の整備に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設等の整備推進に関すること。 2 情報通信施設の整備推進に関すること。 3 その他施設に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。
	競技関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施予定競技の重要な事項に関すること。 2 競技の企画運営の重要な事項に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の重要な事項に関すること。 4 競技用具の整備計画の重要な事項に関すること。 5 デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要な事項に関すること。 6 その他競技に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 その他競技に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の方針・計画の重要な事項に関すること。 2 県民運動の方針・計画の重要な事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・メッセージ、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像、記録写真等に関すること。 6 その他広報及び県民運動に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。 	
宿泊・医事・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の方針・計画の重要な事項に関すること。 2 医事・衛生の方針・計画の重要な事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。 	

<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の重要な事項に関する事 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事</p>	<p>1 全国輸送に関する事 2 開・閉会式の輸送に関する事 3 競技会場地輸送に関する事 4 その他輸送及び交通に係る事項(ただし、重要な事項に関する事を除く。)に関する事</p>
<p>式典 専門委員会</p>	<p>1 式典の方針・計画の重要な事項に関する事 2 その他式典に係る重要な事項に関する事</p>	<p>1 開・閉会式の企画及び運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 その他式典に係る事項(ただし、重要な事項に関する事を除く。)に関する事</p>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 警備、消防及び防災の方針・計画の重要な事項に関する事 2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関する事</p>	<p>1 警備、消防及び防災の計画の推進に関する事 2 その他、警備、消防及び防災に係る事項(ただし、重要な事項に関する事を除く。)に関する事</p>

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。